

上三川町財務会計システム更新等業務
基本仕様書

令和4年4月

栃木県河内郡上三川町

1 業務名

上三川町財務会計システム更新等業務委託

2 概要

(1) 目的

本業務は本町における新たな財務会計システム（以下、「新システム」という）の導入を行うものである。新システムは、予算編成、執行管理、決算処理等の機能に加え、総務省の統一基準に基づく財務諸表の作成機能等を包括して一体的なシステム構築を目指している。また、習得しやすい操作性や安定的な運用管理が実現できるものとする。

(2) 適用業務のシステム範囲

適用業務のシステム範囲は、次のとおりとする。なお、各業務の機能は「上三川町財務会計システム機能要件書」のとおりとする。

- ①予算編成
- ②予算執行
- ③出納管理
- ④決算管理
- ⑤決算統計
- ⑥起債管理
- ⑦公会計（財務書類の作成）
- ⑧固定資産台帳管理
- ⑨源泉徴収管理
- ⑩実施計画

(3) 業務の範囲

①導入業務

- ・クラウドサービスの提供または庁内設置型のシステム構築
- ・新システムの動作環境を確保するためのサーバ室及びクライアント端末、ネットワーク環境等の改修整備
- ・現行システムから新システムへのデータ移行
- ・システム別の職員向け研修及び操作マニュアルの提供

②運用保守業務、システム賃借・利用

- ・システム賃借、利用
- ・システム運用期間におけるシステム運用、保守

(4) 業務の期間

業務の期間及び各システムの稼働時間は、次のとおりとする。提案事業者は、この期間に則り、システムの設計、開発、データ移行等を行う。また、安全かつ確実にシステム移行ができるようなスケジュール案を提示すること。

①業務の期間

- ・導入業務 契約日から令和5年3月31日
- ・運用保守 令和4年11月1日～令和10年3月31日

②システム稼働時期

- ・令和4年11月 予算編成システム先行稼働
- ・令和5年4月 システム本稼働

ただし、稼働日は多少前後する可能性があるため、事業者は本町の指示に従い、稼働日を柔軟に設定できるよう配慮すること。

(5) 基本方針

新システムは信頼性の高いパッケージシステムを活用し、安定稼働を最優先にシステム構築を行い、かつ個人情報等のセキュリティ面や操作性にも十分考慮したシステムであること。なお、新システムは「上三川町財務会計システム更新等業務委託 基本仕様書」の該当事項を満たすこと。

①基本要件

ア 新システム導入にあたっては、本町の職員と業務に精通したSE等との間で十分な協議を行い、本町の要望に考慮したシステムの導入を基本とし、必要な修正等について反映可能であること。

イ 処理方式については、データセンター等を活用したクラウドシステムによるサービス提供もしくは、専用物理サーバを用意してシステムを構築し、その上で処理が完結する庁内設置型（オンプレミス）であること。

ウ クライアント端末は、庁内情報LAN（LGWAN接続系）に接続された、本町既存の業務用全端末にて運用可能であること。またクライアント端末の増設、移設、更新、入替等が発生した場合においても、追加費用を必要としないものであること。

エ 入力したデータは、PDF形式による帳票出力やCSV形式やMicrosoft Excelデータへの出力等により有効活用し、財務会計業務の効率化を図る。

②バックアップ処理

ア バックアップ機能を有し、障害等が発生した際には直近の状態に復旧可能であること。

イ バックアップ処理の自動化が可能であること。

3 システム要件

新システムの導入により事務の効率化を図るため、提案業務は次の要件を満たさなければならない。

（1）ソフトウェア

①安定性及び操作性

理解しやすい画面構成、直感的な操作性に配慮するとともに、常に安定した動作を保証するシステムであること。各画面への展開及び検索時の応答もスムーズであること。

②ソフトウェアのカスタマイズ

法律や全国的な流れに沿った標準的なシステムを基準とする。ただし、既存システムの運用上、やむを得ない部分での本町からの要望がある場合、修正、追加については反映可能であること。

(2) サービス利用型の要件

①データセンターの要件

重要な情報の保管先であるデータセンターは、十分なセキュリティ対策や災害対策などが必要である。

ア 設置場所

新システムにおけるデータセンターの設置場所は日本国内とし、日本国内法の適用を受けることとする。

イ セキュリティ

データセンターにおける入退室の管理、セキュリティ監視、警備等セキュリティ対策を講じること。

ウ 災害対策

データセンターにおける災害対策（大規模地震対策、災害時の電源確保、火災、落雷、水害対策等）を講じること。

エ ファシリティ整備

マシンルームにおける電源管理（無停電装置、自家発電設備等）、空調管理等ファシリティ対策を講じること。

②ネットワークの要件

ア 本町内のネットワークは原則として既存の回線を使用し、提案するシステムを適切に利用するために新たな機器及び回線が必要な場合は、見積に含むこと。また、現行システムと新システムが並行して稼働する期間のネットワークの構成変更等については、本町と協議すること。

イ クラウドサービスの利用にあたり、本町と外部のデータセンターを接続する回線は、LGWAN-ASP 方式とすること。事前に回線速度について調査し、業務上支障がないレスポンスを維持できるものとする。業務上支障をきたす場合は、事業者の責任において改善を行うこと。

(3) 庁内設置型（オンプレミス）の要件

新システムの導入に必要なサーバ等機器、ミドルウェアについては、本業務の調達範囲とする。また、稼働後の状況に応じ、増設できる拡張性を有し、令和9年度会計事務が完了する令和10年3月末までの使用を保証、保守するものとし、契約期間中にサポートが終了するとあらかじめ公表されたソフトウェア、ハードウェア等は選定しないこと。

①データ保存年限

新システムサーバのデータ保存年限は原則5年とし、データ量の増加及び接続端末が増加しても安定的レスポンスが確保できるようなスペックを有すること。

②ハードウェア設置作業等

ハードウェアの庁内ラックへの設置作業を調達範囲に含めること。また、システム利用にあたり、クライアント端末にプラグイン等のインストールが必要となる場合は、全て受託者が実施すること。

③サーバ要件

ア サーバ構成については、機能要件に合わせた提案をすること。

イ データバックアップは、業務時間に影響を及ぼさない時間帯、環境にて実行される構成、設定とすること。また、バックアップデータの復旧作業は、必要に応じて構築業者（保守受託業者）が実施すること。

ウ 機器設置場所は、上三川町役場 4 階のサーバ室とする。

エ 提案するにあたっては、現サーバ室環境を調査のうえ、必要となる経費を全て見積もること。必要となる経費とは、電源の確保、配線工事、既存設定の変更、機器の搭載作業等に係る経費を指す。

オ 無停電電源装置等を設置すること。

カ データバックアップに必要なハードウェア及びソフトウェアも、調達範囲に含めること。

(4) セキュリティ要件

①ウイルス対策

ウイルス感染のリスクに対処するための仕組みを装備すること。ただし、既設クライアントのライセンスについては、本町にて用意する。

②不正アクセス対策

システム利用時に、利用者はユーザID とパスワード等で本人認証される仕組みを備えること。

③利用機能制限

利用者を任意にグループ分けでき、かつ、グループごとに利用可能な機能を制限できる等、新システムへのアクセス権限設定及びユーザ管理設定が柔軟にできること。

④アクセスログ

全ての操作は、ログに記録されなければならない。また、記録されたログは、不正に消去・改ざんされないような仕組みを有さなければならない。さらに、アクセスログは、操作者、操作内容、アクセスされたものなどをキーとして、検索ができること。また、アクセスログは、最低5年間保存ができること。

(5) システム利用端末

①既存資源の有効活用

職員の利用するクライアント端末、及びプリンタは本町が導入している機器を利用するものとする。

②クライアントの新システム利用要件

項目	内容
稼働OS	Microsoft Windows 10 Pro
Office ソフト	Microsoft Office Standard 2016
ブラウザソフト	Internet Explorer 11
PDF ソフト	Adobe Reader DC

※「Internet Explorer 11」から「Microsoft Edge」に変更する予定である。

(6) システム品質

①基本動作方式

システムの基本動作方式は、現在及び将来に向けての技術動向を踏まえた、陳腐化しにくい構造に基づいていること。

②標準適合性

システムで採用するハードウェア、ソフトウェア及び通信プロトコル等の規則類は、国際標準または業界標準に準拠したものであること。

③障害許容性

単一障害がシステム全体の停止に及ばないよう、適切な耐障害性機能を備えること。データセンターで運用するサーバについては、以下の要件を満足すること。

- ・ 主要部品（電源ユニット、ファンなど）は冗長化されていることが望ましい。
- ・ 無停電電源装置を装備すること。

④回復性

障害発生時、速やかにシステム復旧ができるようバックアップ・リカバリのための適切な装置及びソフトウェア機能を備えること。

なお、本要件を実現するために必要なシステム運用作業については、システム運用管理マニュアルとして文書化すること。

⑤新システムは、5年以上にわたり快適にサービスが利用できるよう、適切なハードウェア能力・容量を備えること。また、予期できない処理量やデータ量の増大に備え、適度な拡張性を備えること。

⑥新システムは、使用者にとって理解や習得、操作しやすい設計がされていること。

4 開発要件

(1) 開発場所

開発作業は、提案事業者内での作業とする。ただし、個人情報等の取り扱いについては、本町の定めるセキュリティポリシーを遵守するものとする。また、導入作業等で本町での作業を実施する場合は、作業スケジュールを本町と協議すること。

(2) 開発体制

開発責任者、担当技術者を明確にし、進捗管理、品質管理等を行うこと。また、開発体制図を提案時に提出すること。

(3) 打合せ

問題解決、情報共有、状況把握を目的とした打ち合わせを必要に応じ適時実施すること。打合せの日程は、本町と協議のうえ調整すること。

5 保守・運用要件

(1) システム運用要件

稼働後の運用については、次のことを要件とすること。ただし、既存のハードウェア・ソフトウェアの運用については、引き続き既存の事業者が行うこととする。

①サービス提供時間

原則として24時間365日利用（点検や保守のための計画的な停止時間を除く）でき、利用時間を管理者権限で設定できること。

②運用方式の設計

- ・新システムを安定稼働させるために必要な運用管理システム機能及び人的運用管理作業を設計すること。
- ・事業者と本町の間での運用体制と役割分担を明確にし、文書化して提示すること。
- ・運用設計にあたっては、本町担当職員の運用状況を考慮し、実際に運用が可能な内容とすること。

(2) システム運用支援要件

事業者は、新システムの安定稼働を目的とした次のシステム運用支援作業を実施すること。

①問い合わせ対応

- ・新システムに関する問い合わせ窓口を設け、原則として開庁日の勤務時間内は問い合わせに対応すること（繁忙期は勤務時間外に及ぶ場合もある）。
- ・問い合わせ窓口は、クラウドサービス保守、ソフトウェア保守を含め一本化すること。

②障害切り分け

- ・システムに関係があると思われる障害が発生した場合に、その原因がシステムの範囲にあるか、あるいはその他のシステム（ネットワーク等インフラを含む）にあるのか切り分け作業を行うこと。
- ・障害発生連絡を受けた場合または障害発生を検知した場合は、原則、即時対応すること。
- ・障害状況、障害調査状況について速やかに報告すること。

③アプリケーションの障害対応

- ・アプリケーション障害発生時に、状況確認（影響範囲等）や原因究明を行い、復旧作業を行うこと。
- ・障害発生連絡を受けた場合または障害発生を検知した場合は、即時対応すること。
- ・障害状況、障害調査状況について速やかに報告すること。

- ・再発防止策の検討を行い、報告すること。

④障害時のソフトウェア・データの復旧対応

ハードウェア等の障害で装置等を交換し、OSやミドルウェア、アプリケーションの再インストールが必要になった場合は、再インストールを行うこと。同様にデータの復元が必要となった場合は、データ復元を行うこと。

⑤データの整合性確認と復旧

アプリケーション障害等によりデータの不整合等が生じていないかを確認し、必要に応じてデータの復旧作業を行うこと。

⑥アプリケーションの変更管理

- ・アプリケーションプログラムの修正等を行った場合は、テスト、稼働確認を行い、本町の承認を得た上で、システムに適用すること。
- ・上記の場合、関連する設計書等の改訂を行うとともに、修正履歴をドキュメントとして整備すること。

⑦クラウドサービスにおける各種監視・管理業務

システムの安定稼働に必要な監視作業及び管理作業を行うこと。また、年次処理等に際し、本町の依頼に応じて立ち会いや問い合わせ窓口での待機等を行うこと。

⑧CSVやMicrosoft Excel 形式等の出力支援

システム稼働後、入力データの全部または一部についてCSVやMicrosoft Excel 形式等で出力し、データを加工する等の2次利用可能な機能を有すること。

(3) ソフトウェア要件

①問い合わせ対応

- ・ソフトウェアに関する問い合わせ窓口を設け、原則として開庁日の勤務時間内は問い合わせに対応すること（繁忙期は勤務時間外に及ぶ場合もある）。
- ・問い合わせ窓口は、システム運用支援、クラウドサービス保守を含め一本化すること。

②アプリケーションの更新

- ・常に安定したソフトウェア環境が確保できるよう、事業者がパッチやバージョンアップを実施し、万が一障害が発生した場合は、迅速に現地対応すること。

- ・制度改正・法改正等に伴うアプリケーションの更新・バージョンアップを行う場合は、事業者がインストール作業・動作確認を行うこと。また、変更点を操作マニュアル、運用マニュアル等へ反映させること。

- ・制度改正や法改正によるパッケージのバージョンアップにかかる費用は、毎年のソフトウェア保守料に含めること。ただし、大規模な改正案件は本町と別途調整の上対応すること。

- ・OSやミドルウェア類の不都合や脆弱性が発覚した場合、稼働への影響がないことを十分検証した上で、パッチ適用やバージョンアップ等の必要な作業を実施すること。

(4) クラウドサービス保守要件

①問い合わせ対応

- ・クラウドサービスに関する問い合わせ窓口を設け、原則として開庁日の勤務時間内は問い合わせに対応すること（繁忙期は勤務時間外に及ぶ場合もある）。

- ・問い合わせ窓口は、システム運用支援、ソフトウェア保守を含め一本化すること。

②クラウドサービス障害対応

クラウドサービス障害の復旧は原則として即時対応とし、少なくとも翌日にはシステムが正常稼働できるようにすること。

③アクセス回線の障害対応

アクセス回線の障害の復旧は原則として即時対応とすること。保守対応は、事業者経由または回線事業者の直接保守対応とすること。

(5) ハードウェア及びソフトウェア保守（オンプレミスの場合）

- ①導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに本町に連絡し、対応を別途協議すること。

- ②本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理、交換等は、特段の定めがある場合を除き全て無償で行うこと。

- ③保守契約対象機器に対し、定期的に点検、清掃、調整及び報告を行うこと。

(6) その他保守要件

①保守責任

事業者は、全ての納入物や実施作業について、機器等も含めて一切の責任を負うこと。

②技術サポート

クラウドサービスやソフトウェア等、新システムに関連する質問等に対して速やかに対応すること。このとき、質問等の連絡手段として、電話、電子メールが利用可能なこと。

③保守作業報告

新システムに対する保守作業を行った際、保守作業実績報告書を作成し、本町に報告すること。報告書の内容及び本町への報告方法の詳細は、別途協議する。

6 データ移行

(1) 基本事項

現行システムのデータを新システムへ移行するにあたり必要となるデータは、本町から原則CSVファイルで渡すものとする。受託事業者は、当該CSVデータを基に新システムを構築すること。なお、データ移行の範囲は十分協議のうえ実施するものとする。

①財務会計システム

令和5年度当初予算編成、執行から必要となる以下のデータを移行すること。

- ・ 令和4年度予算科目と予算額および予算見積（積算）内容
- ・ 債権者データ及び付随する口座情報等
- ・ 源泉徴収データ（令和5年1月～令和5年3月分）

7 操作研修

新システムの稼働前に、全庁職員向けに新システムの機能及び操作方法の説明を行うこと。研修の回数や内容については提案を行い、本町と協議のうえ決定すること。なお、研修内容は以下のとおり予定している。

予算編成担当部署 を対象とした研修	研修内容	予算編成機能稼働年月日（令和4年11月1日）前に、システム管理全般及び予算編成に関する研修を行う。
	開催場所	本町（詳細は契約後協議）
	受講者数	100名程度
出納業務担当部署 を対象とした研修	研修内容	全業務稼働年月日（令和5年4月1日）前に、出納業務全般に関する研修を行う。
	開催場所	本町（詳細は契約後協議）
	受講者数	10名程度
全職員を対象とした研修	研修内容	全業務稼働年月日（令和5年4月1日）前に歳入・歳出業務に関する研修を行う。
	開催場所	本町（詳細は契約後協議）
	受講者数	200名（50名程度を4回）

8 納品成果物

（1）開発資産（オンプレミスの場合）

- ①パッケージシステム 一式
- ②必要とされるハードウェア、ミドルウェア

（2）環境設定・機器設置に関する納品物（オンプレミスの場合）

- ①サーバ設定書、運用書
- ②設計図面、電源系統図、接続図

（3）操作研修に関する納品物

- ①操作研修用テキスト
- ②操作マニュアル

(4) 業務管理に関する納品物

- ①業務体制図
- ②マスタースケジュール
- ③システム別詳細スケジュール
- ④基本設計書
- ⑤カスタマイズ機能仕様書
- ⑥各種構成図（オンプレミスの場合）

(5) その他

- ①打ち合わせ議事録

9 その他

(1) データ所有権等

オンプレミスにより本業務で作成したプログラム及びドキュメントの著作権は町に帰属する。ただし、本業務より前に提案事業者又は第三者が保有していた著作権は町に帰属しない。

(2) その他

- ① 一定期間の運用後、本町が他社のシステムに更改する場合、必要なデータ移行については、特段の費用を要せず本業務の範囲内で実施すること。
- ② この仕様書に掲げるもののほか、業務の履行に必要とされる一切の経費を見積り金額に含めることとし、導入システムの稼働及び一連の業務が運用可能となることを保証すること。
- ③ 本業務の実施にあたり、仕様書に記載されていない等の理由で疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。